

令和 5 年 7 月 1 日以降公告分から適用

建設工事における入札制度の見直しについて

1. 見直しの趣旨

建設事業者は、地域のインフラ整備等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として大きな役割を担っていますが、近年は業者数が減少傾向にあります。

そのような現状を踏まえ、公共事業の計画的な実施、公平・公正な入札を維持していくために、建設工事の入札契約制度について以下のとおり必要な見直しを行います。

2. 見直しの内容

(1) 最低制限価格の下限額の引き上げ

最低制限価格を設定する全ての入札について、最低制限価格の下限額を、予定価格の 75% から 80% に引き上げます。

(2) 地区割の廃止

土木一式（D E 級）、とび土工コンクリート（C 級）、舗装（C 級）及び解体（C 級）の工事で行っていた地区割を廃止します。

(3) 現場代理人の兼任箇所数の緩和

現場代理人を兼任できる現場数を 2 か所から 3 か所に変更します。

また、代わりに配置する連絡員について、当面の間、試行的に下請けの社員を可とします。

3. 見直しの時期

令和 5 年 7 月 1 日以降公告分から適用します。

ただし、「2. 見直しの内容」中、「(3) 現場代理人の兼任箇所数の緩和」については、令和 5 年 7 月 1 日現在契約中の工事及び同日以降に契約を締結する工事に適用します。